



9月20日(火)から 印鑑登録手続きが便利に ~三鷹駅前市政窓口でもできるようになります~

9月20日(火)から、印鑑登録申請が三鷹駅前市政窓口でもできるようになります。
これまで、印鑑登録ができるのは市役所だけでしたが、コンピューターシステムの変更に伴い、三鷹駅前市政窓口でもできるようになります。
☞市民課 ☎内線2326・三鷹駅前市政窓口 ☎42-5678

便利になった3つのポイント

三鷹駅前市政窓口でできる！

これまで、市役所のみでしかできなかった印鑑登録が、三鷹駅前市政窓口でもできるようになります。
三鷹駅前市政窓口は6月27日から、三鷹駅前協同ビル2階に移転していますのでご注意ください。



平日夜7時30分までできる！

三鷹駅前市政窓口の業務取り扱いは、月～金曜日の午前8時30分～午後7時30分です。市役所が閉まった後もご利用いただけます。



土日も夕方5時までできる！

三鷹駅前市政窓口は、土曜日の午前8時30分～午後5時にも業務を行っています。どうぞご利用ください。



正しい知識と準備でスムーズな印鑑登録を

「印鑑登録をすぐ必要だ」というときのために、印鑑登録についてももう一度ご確認ください、スムーズな登録ができるようご準備ください。

印鑑登録とは、住所地の市区町村に登録した「実印」をつくること

印鑑登録とは、市民のみなさんが届け出た印鑑を、市長が印鑑登録原票に、その印影を登録する行為をいいます。こうした市役所や登記所などに届け出た印鑑は「実印」といわれ、認印と区別されます。
不動産登記や自動車の登録・売買契約、金銭消費貸借契約など商取引などで印鑑を押す際、この印鑑と印鑑登録証明書の提出を求められることがあります。印鑑登録証明とは、印影などの写しが、登録してある印影等と相違ないという市長の証明する行為をいいます。
市では、当市に住民票および外国人登録のある方の印鑑登録をお受けし、登録が完了すると印鑑登録証(兼市民カード)をお渡します。この印鑑登録証は印鑑登録証明書を申請する際、必ずお持ちいただきます。
なお、登録できない印鑑もありますので、あらかじめお問い合わせください。

代理人が申請する場合は日数がかかります

代理人が登録申請する場合は、登録申請者ご本人の自署により作成した委任状が必要になります。また、申請後、照会書を登録申請者のご自宅に送付させていただきます。この照会書の回答欄に必要事項を記入して再度窓口にお持ちいただきますので、日数がかかります。

印鑑登録証明書の申請と交付について

印鑑登録証明書は市民課(市役所1階番窓口)のほか、各市政窓口で申請できます。印鑑登録証明書の交付申請をする際は、印鑑登録登録証兼市民カードを必ずご持参ください(カードがないと、どんな理由であっても交付できません。実印や運転免許証などの本人を証明するものは必要ありません)。



また、印鑑登録時、ご本人が暗証番号を合わせて登録すると、市役所、三鷹駅前市政窓口、三鷹台市政窓口の自動交付機でも印鑑証明書などをお取りいただけます。

その場で手続きを完了するには、必要なものをすべて持ってご本人がお越しください

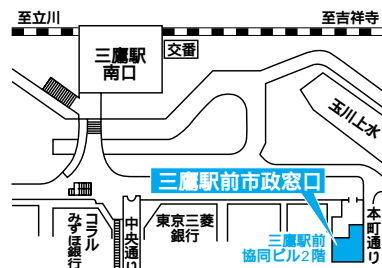
すぐに登録できる場合は、ご本人が登録する印鑑と必要なもの(右記参照)を持って、市役所か三鷹駅前市政窓口へ直接お越しください。なお、印鑑登録を申請する際は、必ず決められた方法で、ご本人の登録の意思を確認させていただきます。
本人確認の方法によって登録完了まで時間のかかる場合もあります。

申請に必要なもの

- 1 登録する印鑑
- 2 以下のAまたはBのいずれか
 - A 顔写真が貼付された身分証明書や許可証など(運転免許証、パスポート、住基カードなど官公署発行で有効期限内のものに限ります)
 - B 保証人が署名、押印した印鑑登録申請書、保証人の印鑑登録証明書(三鷹市の登録者が保証人の場合、証明書は不要)、健康保険証などの本人確認書類(顔写真がなくても可)
- 3 登録手数料 200円



三鷹駅前市政窓口



所在地 下連雀3-24-3-202
☎42-5678
受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時30分、土曜日：午前8時30分～午後5時(日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日は休館)

今月は国民健康保険税第3期の納期(9月30日金)です。納期内の納付に、ご協力を願います。納税通知書が見当たらない方、納税に関する相談(分割納付など)をご希望の方は、保険課へご連絡ください。

納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは、保険課(市役所1階 番窓口)・各市政窓口・指定金融機関・郵便局へ。納税通知書、預金通帳の届出印、預金通帳をお持ちください。

↓保険課 ☎内線2391

届きましたか? 新しい国民健康保険被保険者証は10月1日(土)から1人1枚のカード様式になります。新しい保険証は1枚に1枚のカード様式になります。新しい保険証は、9月23日(祝)ごろまでに配達記録郵便でお届けします。ご不在の場合は「郵便物お預かりのお知らせ」が届きますので、再配達などの手続きをお願いします(郵便局窓口で受け取ることもできます)。なお、9月1日以降加入手続きをした方、世帯員に変更があった方には9月24日(土)に発送する予定です。

↓保険課 ☎内線2382

市内に本籍がある方へ
市では、11月7日(月)から戸籍事務を電算化します。電算化に伴い、戸籍上の氏名はすべて常用漢字・人名用漢字などの、漢和辞典に「正字」または「俗字」として載っている文字表記で記載されることとなります。文字の表記が変更になる方には、9月22日(木)以降に郵送でその内容をお知らせします。ご質問や不明な点は、市民課 ☎内線2319へお問い合わせください。

証明書等自動交付サービスを休止します
新型機導入のため、自動交付サービスを次の期間休止します。ご協力をお願いします。
休止期間
住民票・印鑑登録証明書 9月20日(火)～29日(木)、住民税(非課税)証明書 9月20日(火)～10月17日(月)、納税証明書 9月20日(火)～10月26日(水)

休止中は市役所、各市政窓口をご利用ください。
三鷹駅前市政窓口は、平日は午後7時30分まで、土曜日は午前8時30分～午後5時に開いています。

↓市民課 ☎内線2324

より充実した老齢基礎年金を受けた方へ
国民年金付加年金制度は国民年金付加年金制度とは定額保険料よりも高い保険料を納付し、高い老齢給付を受けたいという方のための制度です。
定額保険料に付加保険料の400円(月額)を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算され、高い老齢給付を受けられることができます。ただし、現在保険料の免除・猶予・学生納付特例を受けていないことや国民年金基金の加入員でないことが必要です。
1年間の受給額 200円×付加保険料納付月数
ご希望の方は、市民課 番国民年金の窓口までどうぞ。
くわしくは市民課庶務・年金係 ☎内線2394・武蔵野社会保険事務所 ☎56411